

8月の病院だより

黒部市三日市1108番地1 TEL 0765-54-2211
FAX 0765-56-7236
黒部市民病院 医事課

閉院のご案内					
外来休診日		13日(月)			
休診のご案内					
眼科		17日(金) 27日(月) ※ 27日(月)は、予約診療、紹介状患者のみ受付可能			
女性外来		10日(金)			
各科医師の休診					
内科	辻(博)	15日(水)	整形外科	吉栖	14日(火) 15日(水)
	中田	28日(火)		酒井	8日(水)~10日(金) 31日(金)
	吉澤	14日(火)		亀井	20日(月)
	吉本	3日(金)		上嶋	23日(木) 24日(金)
	油谷	2日(木) 16日(木) 17日(金) 20日(月)	産婦人科	日高	15日(水)
	小黒	1日(水) 2日(木)		福田	6日(月) 10日(金)
	宮川	10日(金)		高森	2日(木)
	大貫	10日(金) 16日(木) 17日(金)	皮膚科	大石	3日(金) 6日(月)
	岡澤	15日(水)	泌尿器科	森井	9日(木) 10日(金) 27日(月)
小児科	中坪	21日(火)~24日(金)	眼科	矢合	17日(金)
	久保	8日(水) 27日(月)~29日(水)		丸山	10日(金) 14日(火) 24日(金)
外科	月岡	6日(月) 8日(水) 9日(木)	耳鼻いんこう科	塚田	15日(水)
	岩田	15日(水)		児島	16日(木) 17日(金)
	東	22日(水) 24日(金)	歯科口腔外科	高桜	17日(金)
	材木	27日(月)			

上記以外でも休診になる場合がありますので、各科外来へご確認ください

*** 患者さんへお知らせ ***

◆ 8月から、70歳以上の方の高額療養費の上限額が変わります

高額療養費制度とは、ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

ひと月にひとつの医療機関での支払いが高額になる可能性がある方は、必ず、保険証の発行元で、「**限度額適用認定証**」の交付を申請してください。

平成30年7月までの上限額 (70歳以上)			平成30年8月からの上限額 (70歳以上)		
適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	III 課税所得 690万円以上の方	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% <多数回 140,100円(※2)>	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円(※2)>
		80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円(※2)>			
一般	課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 (年間の上限 144,000円)	II 課税所得 380万円以上の方	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% <多数回 93,000円(※2)>	57,600円 <多数回 44,400円(※2)>
住民税非課税	II 住民税非課税世帯 (※3)		I 課税所得 145万円以上の方	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <多数回 44,400円(※2)>	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)(※3)	8,000円	課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	15,000円
			II 住民税非課税世帯 (※3)		24,600円
			I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)(※3)	8,000円	15,000円

新たに「限度額適用認定証」を申請

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。
(※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。
(※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を発行します。

保険証は、月に一度、中央受付に提示してください